

(設置)

第1条 市民の文化活動を奨励し、文化の向上発展に寄与するとともに、地域文化の保存及び伝承を図るため、瀬戸内市街角ミュゼ牛窓文化館(以下「文化館」という。)を瀬戸内市牛窓町牛窓2835番地1に設置する。

(業務)

第2条 文化館は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

(1) 文化振興のための資料の収集及び展示

(2) 文化の普及啓発を図るため、文化館の施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用させること。

2 文化館は、施設等を前項の業務以外の用途に利用させることができる。

(管理等)

第3条 文化館の管理は、市長が必要と認める場合、その全部又は一部を公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。

(開館時間)

第4条 文化館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 文化館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用等の許可)

第6条 文化館の施設等を占有して利用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に文化館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を与えない。

(1) その利用が公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、管理上不相当と認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、文化館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第6条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の利用を中止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反している者

(2) 偽りその他不正な手段により、第6条第1項による利用の許可を受けた者

(3) 第6条第2項の条件に違反している者

2 前項の理由により許可を取り消され、又は施設等の利用を中止させられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、市内の団体が利用する場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を徴収しない。

(1) 文化振興の活動として利用する場合

(2) 公益上必要と認められるとき。

(使用料の不返還)

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由により利用を中止した場合において市長が返還することを相当と認めたときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第11条 文化館の入館者及び利用者が施設、展示物等を破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の街角ミュゼ牛窓文化館条例(平成14年牛窓町条例第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和2年3月17日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

文化館施設等使用料

利用場所	使用料		
	4時間以内	4時間から8時間まで	8時間以上
本館(管理棟を含む。)	3,000円	4,000円	5,000円
冷暖房	1時間当たり 300円		